

SEINENHOKORITSUKA

# 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

№501  
2012・11・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- イラク派兵で重傷を負った元自衛官、国を相手に提訴…………… 川口 創  
秘密保全法を阻止する運動を盛り上げるために…………… 矢崎暁子  
チチハル事件・控訴審不当判決の報告…………… 佐藤香代  
「痴漢えん罪」事件で無罪！判決獲得に不可欠だった3つのこと…………… 金沢幸彦  
「維新の会」国政進出という事態を迎えて…………… 野本夏生  
—『橋下「大阪維新」と国・自治体のかたち』を読んで  
司法修習生の給費制廃止違憲訴訟を提起します！…………… 渡部容子  
**新刊** 旧刊 「裁かれた内部被曝～熊本原爆症認定訴訟の記録」…………… 馬奈木徹太郎  
各地の合格祝賀会の取り組み—大阪・東京・あいち  
オスプレイ配備、米兵による集団暴行事件への抗議声明を発表…………… 青法協弁学合同部会  
**報告** 三団体共催研究討論集会…………… 戸館圭之  
「裁判員制度、刑事司法制度改革を検証する～裁判員法施行3年経過をふまえて」



ピョンヤンの子ども

# イラク派兵で重傷を負った元自衛官、 国を相手に提訴

あいち  
川口

創 はじめ

二〇〇二年九月二六日、元自衛官の池田頼将さん(四〇歳)は、二〇〇六年七月に、イラク派兵の派兵先であるクウェートで重傷を負い、適切な治療を受けられなかったために後遺症が残ったことを理由に、国を相手とする国家賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提訴をした。この裁判について報告をさせていただきたい。

## 1 事故の発生

二〇〇三年に始まったイラク戦争で、日本政府は自衛隊のイラク派兵を進め、航空自衛隊は空輸を担った。池田さんは、小牧基地所属の航空自衛隊小牧通信隊として二〇〇六年四月に小牧基地からイラクの隣国クウェートへ派遣された。

二〇〇六年七月四日、アリ・アル・サレム基地において、米軍主催のマラソン大会が開催され、池田さんも参加した。

池田さんがトップを走る米兵二名を追い抜き、

単独トップに躍り出た直後、事件は起こった。米軍の民間軍事会社KBRの大型バスが、突如池田さんの左肩から左半身付近に衝突し、池田さんをはじめ飛ばしたのである。池田さんの記憶の中では、「ドスン」という鈍い音を聞くと同時に記憶を失った。池田さんは体ごと数メートル先の砂漠まではじき飛ばされたようである。その後、池田さんは、救急車で米軍の衛生隊に搬送された。

本件事故から約三三時間後、池田さんの意識が戻ったが、頭、首及び肩に強い痛みを感じ、ベッドの上からまったく動けない状態であった。また、口を開けようとするときと真っ直ぐに開かず横にずれて口が開き、同時に首筋などにも強い痛みが走り、身動きできない状態になった。池田さんは身体の痛みに耐えかねて、航空自衛隊の衛生隊に対して病院へ搬送するよう要求した。しかし、空自衛生隊は、当初、本件事故が米軍によって引き起こされたことを理由に、「米軍のところで診てもらおうように」と言うのみで、病院

## 2 自衛隊は池田さんへの治療を行わず放置

きりと意識を取り戻したのは、本件事故から約三三時間が経過した自室のベッドの上であった。



日本の航空自衛隊が米兵輸送をしている様子

への搬送を拒否した。

身体を動かすことすらできない池田さんは、航空自衛隊のもとで治療を受けるほか手段はなかった。しかし、航空自衛隊の部隊にはレントゲン設備すらもなく、最低限の検査・治療設備も整っていなかった。

池田さんが受けた「治療」と言えば、一度だけ衛生隊幹部の触診を受け、その際に「デパス」という

精神安定剤一錠を処方されただけである。

池田さんの受傷状況からすれば、このような処置は、「治療」と言えるものではない。

池田さんは、クウエートに在る間、支給されたコルセットを首にはめていただけで、部隊から治療は一切受けさせてもらえなかった。

池田さんは日常の通信業務の任務に就いても、痛みのためにソファーに横になるほかなかった。池田さんは、本件事故から四日が経過した同月八日、地元の民間病院へ連れて行かれたが、病院の外科医が使用する言語がアラビア語であったため、言葉がまったく通じず、池田さんの症状を医師へ正確に伝えることができなかったため、適切な治療を受けることはできなかった。

### 3 二〇〇六年八月末まで、

#### 池田さんは帰国が許されなかった

池田さんは、職務時間中も、ソファーに横にならざるを得ず、通信員としての職務を果たすことがほとんどできない状況だった。症状が一向に改善せず、治療もまったく受けることができない状態で病に不安を感じた池田さんは、上司に対して日本へ帰国を再三求めた。しかし、池田さんの帰国の要望は聞き入れられなかった。

結局池田さんは、派遣期間満了である同年八月末まで現地に留め置かれ、ほかの自衛官らとともに

に帰国することを余儀なくされ、その間、池田さんに対する治療も行われなかった。

その結果、現在池田さんは口が一ミリ程度しか開かない、右手に神経症の震えが生ずるなどの重篤な後遺障害を被り、現在に至っている。

池田さんは、口が開かないために、ものを食べることができず、すべて流動食であり、また、歯を磨くということもできない。右手が震えるため、通信員としてモールス信号を打つことができなくなり、字を書くことも困難となり、日常生活に著しい不利益を生じている。

### 4 なぜ、池田さんは「放置」されたのか

池田さんが重傷を負った二〇〇六年七月は、陸上自衛隊がサマワから撤退する一方で、米軍からその引き替えとして、航空自衛隊がバグダッドへ武装兵士を送り込む輸送活動を密かに開始した時期でもある。

それまでバグダッドは、イラク特措法上で自衛隊の活動が禁止された「戦闘地域」にあたるとして自衛隊の活動対象から外されており、実際に米軍による大規模な「掃討作戦」が展開されていた、まさに戦争の最前線であった。

その最前線であるバグダッドに武装した米兵ら多国籍軍兵士を輸送するという活動は、憲法九条

が禁止する「武力行使」にあたることは当初から明らかであった。それゆえ、バグダッドへの輸送活動開始後、政府は輸送内容は徹底的に非公開を貫いた。

これに対し、二〇〇八年四月一七日、名古屋高裁が、このバグダッドへの武装した米兵等の輸送活動を、憲法九条一項に違反すると、厳しく断罪したのは周知のとおりである。

二〇〇六年七月は、違憲の疑いが強い輸送活動をまさに開始する時期であった。政府は、国民からの批判を回避し、密かに空輸活動を開始していることとしていた時期である。

同時に、政府は米軍との関係でも摩擦が生じないように細心の注意を払っていた時期である。

その時期に、イラク特措法による派遣中の自衛隊員が、米軍によって大怪我を負ったなどということが明るみに出れば、国民の航空自衛隊の活動に関心が集まり、武装米兵輸送の事実が明るみに出た可能性がある。そうなれば、「対米支援」は失敗に終わった可能性すらある。

そこで、部隊が、「対米支援」を進めるために、池田さんの事故を隠蔽した可能性は否定できない。そうだとすれば、池田さんは、こうした軍事的な意図の下に生じた犠牲者にほかならない。

池田さんは帰国後、職場での退職強要のために退職を余儀なくされた。それまで自衛官として、通信員として仕事に従事してきたその誇りを根こそぎ踏みじられ、部隊から放り出された。

本件裁判は、池田さんが被った多大な損失に対する、国の責任を正面から問う裁判であると同時に、「二人の犠牲者も出さずに無事に終わった」かのように宣伝されているイラク派兵の実態を検証し、同じような犠牲者を再び出さないための裁判でもある。

# 秘密保全法を阻止する運動を盛り上げるために

あいち 矢崎 暁子

はじめに

秘密保全法を阻止する取り組みが、今、強く

求められています。

NPOによる情報開示請求の結果、二〇二二年九月の時点で、すでに秘密保全法と現行法との対

照表まで作られ、二〇二二年二月には国会に提出するとのスケジュールが組まれていたことが判明しています。今では、もう法案として完成してい

ると見てもおかしくありません。

自民党も民主党もこの秘密保全法を推進していることからすれば、法案が国会に提出されてしまえば成立は必至であり、法案提出前の今こそ、運動を大きく盛り上げていかねばなりません。

## あいちでの取り組み

有識者会議の「報告書」公表後、あいちでは、青法協会員をはじめとする弁護士と市民とが協力しあって秘密保全法阻止に向けて活動を続けています。

二〇二二年四月には『秘密保全法に反対するあいちの会』を結成し、現在に至るまで大小合わせておそらく三〇回を超える学習会を行ってきました。また、ほぼ隔週のペースで名古屋市内の繁華街や官庁街に立ち、代わる代わるハンドマイクを持って訴え、チラシを配り、請願署名を集めています。マンガを作ったり、ブログや「LINE」(ツイッター)も活用したりして、多角的に運動を展開しようと、努力しています。

## 「自分ごと」に関係するのかわりと想像することの必要性

しかし残念ながら、この運動が大きく盛り上がりつつあるとは、到底言えません。マスメディアは報道しませんし、街頭宣伝中に「秘密保全法って

なあに？」とのつぶやきを聞かない日はありません。切迫した状況のもとで、私たちの運動は、完全に出遅れていると言わざるを得ません。

秘密保全法により、表現の自由、知る権利、プライバシー、思想の自由等の基本的権利、何より民主主義そのものが重大な危機に陥ることは必定です。にもかかわらず、なぜ運動が盛り上がりついでないのでしょうか。どうしたら運動を広げたいけるのでしょうか。あいちでは、数カ月にはわたる取り組みを経て、真剣な議論の必要性を感じています。他地域で奮闘されているみなさんも、きっと同様に感じておられることでしょう。

この点については、想像力の必要性を感じています。学習会で「私たちにはどう関係するんですか」という質問にしばしば出会うからです。法律も被害者も作らせない運動である以上、秘密保全法の危険を「我が事」として実感できるような訴えかけの工夫がもつと必要なのではないでしょうか。

ということ、扇動者の責任として、試みに、以下に一筆書いてみます。

## 『スパイ行為禁止法』制定後のある一家

昨日、うちで昔からとってた新聞二社が合併した。お母さんはずっと「書いてあることはどうせ同じなんだから、二つとるのはお金がもつ

たない」って言うたから、合併のニュースを見て「やっぱり一つ解約しとけばよかった！」って言うた。お父さんは、「昔は社説を読み比べたり、鋭い政権批判もあったりして面白かったんだけどなあ」ってこぼしてたな。

これで全国的な新聞社はあと二つか。お母さんの言うように、みんな同じ内容なら、いつか新聞は一つだけになるんだろうな。

テレビも、ちょっと前のテレビ局の大合併で、チャンネルが三つだけになったし。もともと、どこも同じような番組しかやってなかったけど、「テレビ局が多すぎてリモコンのボタンが複雑化している、高齢者に優しくしない」って言うて総務大臣が決めたんだよね。おばあちゃんは「わかりやすくなった」って喜んでたけど、あたしは好きな番組がなくなっちゃったから嫌だなあ。ニュースも、番組直後のフラッシュニュースだけになった。ほら、今から始まるやつみたい

な。「わが国の外交に関わる特別秘密情報を不当な方法により入手しようとしたとして、愛知県警は、住所氏名不詳の容疑者を、スパイ行為禁止法違反容疑で逮捕しました。」

住所氏名不詳って、本物のスパイってこと？お父さんの会社も、どこの部署かは秘密らしいけど、一部の部署で特別秘密情報を扱ってる

らしいから、実はスパイがいたりして。でも、この前お父さんの会社に遊びに行ったときには、みんな優しくしてくれたんだよね。スパイがいるなんて思えないよ。

「特別秘密情報の漏洩を共謀したとして、名古屋市の職員ら五名をスパイ行為禁止法違反で逮捕しました。」

また!? 今月は多いな、スパイのニュース。最近は公務員がよく捕まってる気がする。お兄ちゃんは「警察にもっと監視させろ」とか言うけど、警察に見張られるのは、あたしは嫌だな。

あつ、そういえば、今日はお父さんの適格性調査の結果発表があるんだっけ。

お父さんの会社では四年くらい前から毎年、適格性調査をやってるんだよね。特別秘密情報を扱う部署に異動になる可能性は全員にあるってことで、入社時から全員の適格性を見てるんだって。まあ、お父さんは毎年クリアしてるんだけど。人事部で、採用内定者の適格性調査担当やってるくらいなんだから。

あたしたち家族も調査対象なんだ。去年からマイナンバーを使える分野が広がったから、調査のときに何の書類も出さなくてよくなった。便利にはなったけど、何を調べられてるかがわ

からないのは、ちょっと気持ち悪い感じもする。でも、あたしはやましいことなんてないから、まあいいか。

——ガチャ——

おかえりー。今日どうだった？ あれ、どうしたの。何？ その紙。

「調査の結果、あなたには適格性がないと判断されました。」

え、なんで？

「なお、調査の内容及び判断理由については、個人情報に関わるためお教えできません。」

自分たちの情報でも、教えてもらえないの？ 変なの。

ていうかお父さん、「不適合」になって、これから仕事続けていけるの？ 何か変なことしたんじゃないの？ 心当たりとかないの？

え、お母さんが会社でパワハラにあって心療内科に通院したからじゃないかって？ なにそれ、関係ないじゃん！ 病院に行くのがなんでいけないの？ えっ叔父さんの借金も？ どうしてそれがお父さんに関係あるのよ。え、あたしが脱原発デモのインターネットニュースに「いいね！」と賛同してないかって？ 何に「いいね！」するかなんて、あたしの勝手じゃん！

ていうか、そんなことまで調べてたの？ 何なの適格性調査って？ スパイ行為禁止法で義務付けられてるんだ、って、あたしたちスパイじゃないのに！

おわりに

秘密保全法が制定されれば、「報告書」を超えた濫用と、広範な萎縮効果とが容易に予想されます。「こんなことになるとは思わなかった」とならないよう、想像力を大いに働かせて、秘密保全法から私たちの民主主義と基本的人権を「保全」する取り組みを、多彩に繰り広げていきましょう！



# チチハル事件・控訴審不当判決の報告

東京 佐藤 香代

## 1 東京高等裁判所の不当判決

控訴審が終盤にさしかかっていた二〇一二年一月二十五日、肝臓ガンのために控訴人の一人が亡くなった。事故が起きる日まで、良き息子、良き夫、良き父親として、ごくありふれた、しかし、幸せな日常を送っていた。

彼は、二〇〇三年八月四日、ほんの数時間、危険な毒ガスに汚染された土に接触した。その日から、彼の人生は音を立てるように崩壊した。仕事を失い、周囲の差別に晒された。生活苦と家族にまでおよぶ差別に家族関係も崩壊した。さらに二〇一〇年にガンが見つかった。医療費を工面する

ために借金を重ねた。医者からは二度目の手術を勧められていたが、お金が足りず受けられなかった。

そして彼は、高齢の母と、まだ若い妻、学齢期の娘において、多額の医療費の借金を残し、他界したのである。彼は、病床で、弁護士にこう語った。

「私たちは、何の罪もないのに、このような被害に遭いました。それに対して裁判官は、私たちに最低限の約束をしてほしいのです。私たちは、もう苦痛の限界に達しています。被害に遭う前、私の生活は非常によかったのです。被害に遭って以来、日増しに生活が崩れてきています。今は何の保証もありません。生きていくだけでも難しいのです。とりわけ病気になる、治療など何にも

保証もないのです。日本政府と裁判所に今後私たちの生活を保証してくれる回答を希望します。」

彼の悲痛な訴えに対し、日本の裁判所は、あまりにも無慈悲であった。

二〇一二年九月二日、東京高裁は、中国黒竜江省チチハル市旧日本軍遺棄毒ガス被害事件（以下、「チチハル事件」）について、控訴人の請求を棄却する不当な判決を言い渡したのである。

## 2 遺棄毒ガス問題とチチハル事件の特徴

旧日本軍は大量の毒ガス兵器を、終戦時、国際法違反による戦犯追及から免れるため、各地に地中埋設、水中投棄等の方法により遺棄した。関係



控訴審判決当日 裁判所前報告の様子

書類は焼却・隠匿され、関係者には緘口（かんこう）令がしかれた。

こうして遺棄されたまま放置され続けた毒ガス（遺棄化学兵器）は、戦後数十年経った今もその毒性を消失させることなく、中国の大地に存在し続けている。そのため、これまでに、おびただしい数の無辜の市民が日常の暮らしの中で遺棄化学兵器に接触し、その人生を狂わされてきた。

それゆえ日中間では、一九九一年からこの問題に関する政府間協議を開始していた。しかし、遺棄毒ガスの処理は遅々として進んでいなかった。

そして二〇〇三年八月四日、この遺棄毒ガスによる未曾有の大災害が発生した。黒竜江省チチハル市の工事現場の地中から、びらん性毒ガス「イペリット（別名マスタード）」の入ったドラム缶型補給容器五個が掘り出され、毒ガスと知らずに触れた作業員や運搬・解体業者、汚染された土で遊んだ子どもたちなど四四名が死傷した。まだ学齢期の子どもたちも、五名犠牲になった。

この事件で特筆すべき点は、この毒ガスが発見された場所は、戦時中に、毒ガスが配備されていた可能性が極めて高い場所だったことである。

すなわち、チチハル市という地域自体、関東軍の中の化学兵器の研究・実験業務などを扱う化学部（通称五一六部隊）が終戦時まで駐屯していた

地域であり、化学兵器の研究・実験・演習の拠点となっていた。その上、チチハル事件の発端となった毒ガス入りドラム缶が発見された現場（以下、「本件第一現場」）は、戦中、旧日本軍のチチハル飛行場の近くにあり、前記の毒ガス専門部隊と言うべき化学部（通称五一六部隊）の弾薬庫として使用されていた場所だった。

弁護団は、こうした事実を、さまざまな文献や現地住民からの聞き取りなどにより明らかにしていったものであるが、もし国が、こうした作業に早期から注力していたならば、当然、同様の情報が得られ、未然防止策も講じることが可能であったはずである。

しかし、国の担当者は、これまで未発見の遺棄毒ガスを探索するための情報収集等の努力はまったくしてこなかったのである。

### 3 化学兵器がもたらす健康被害

毒ガスのもたらす健康被害も極めて甚大であり、その特徴は、多様性・継続性・進行性という点にある。

毒ガスは、皮膚・目の粘膜・呼吸器等から体内に侵入し、血流に乗って全身をめぐる。その過程

で、体内の臓器という臓器を冒していく。典型的な健康被害としては、毒ガスの侵入経路である皮膚のびらん・呼吸器障害・目の障害などが指摘されており、これらの障害は年数の経過によってますます悪化し、最終的には発ガンリスクがあると言われている。

しかし、私たちが目にした被害は、これに留まるものではなかった。

弁護士は、民間支援団体「化学兵器CAREみらい基金」と共同して、二〇〇六年から五回にわたり集団検診を独自に実施してきた。その蓄積の結果、毒ガスが重篤な神経障害をもたらす事実を明らかにした。

毒ガス被害者の多くが、今も就労復帰ができておらず、その原因は、わずかな作業でも異常な動悸、発汗等に襲われ、力が出せず、すぐに疲れてしまう(易疲労性)、ものが覚えられなくなった、集中力が続かないなどの症状にあった。

検診に参加した医師団は、被害者らについて自律神経障害や高次脳機能障害があるという仮説を立て、その事実を他覚的検査で証明した。そして、動物実験において、毒ガスが自律神経障害、高次脳機能障害を引き起こすことを明らかにした医学文献などを示して、医学的機序をも解明した。

#### 4 不当な判決の論旨

東京高裁の判決は、このような圧倒的な歴史的事実と被害実態を直視せず、被害者側に極めて困難な立証を強いる論理を展開した。

すなわち、判決は、チチハル事件発生当時の中  
国政府は、具体的に遺棄されていた場所の情報を  
求めていたのであるから、その条件に満たない情  
報では被害防止に結びつかなかったとの一方的な  
仮定に立ち、「毒ガス兵器が配備されていた」軍事  
施設という情報を中国側に提供するだけでは事故  
は防げなかった、「本件第一現場を含む本件軍事  
関連施設の跡地が化学兵器の遺棄された場所であ  
ると言うことが具体的に予見可能」である必要が  
あったとした。

つまり、今回の現場について、戦時中に毒ガス  
が配備されていた場所というだけではなく、終戦  
前後に毒ガスが遺棄された場所であったという具  
体的な予見可能性が認められなければ、責任がな  
いとしたのである。

その一方で、判決は、「本件事故発生前に、旧  
日本軍の帰還兵等に対する聞き取り調査を行って  
おれば、中国国内における毒ガス兵器の遺棄場所  
を特定することができ」、「その中に本件第一現場

を含む本件軍事関連施設の跡地も含まれる可能性  
がなかったとはいえない」として、日本政府の調査  
の不備を「妥当ではなかった」などと批判もしてい  
る。

日本政府の落ち度を指摘しながら、中国政府的  
対応をことさらに取り上げ、最終的には国を免責  
させてしまう議論は、正義感にかなうものではな  
い。

あくまでも危険を作り出した原因は日本政府に  
ある、との認識の下で責任論が構築される必要が  
ある。弁護士は、すでに上告をし、今度は最高裁  
において、こうした判決の誤りを正していく。

控訴審の結審後にも、一人の被害者が亡くなっ  
た。時間は限られている。これからも、一刻も早  
い被害救済の実現を求め続けたい。



# 「痴漢えん罪」事件で**無罪!** 判決獲得に不可欠だった3つのこと

東京 金沢 幸彦

二〇二二年九月二〇日、東京地方裁判所刑事事第一部(井下田英樹裁判長)は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不法行為等の防止に関する条例違反被告事件につき、二〇代男性被告人に対して無罪判決を言い渡した。この判決は、痴漢を疑われた無辜の者に無罪判決がなされたという、いわゆる痴漢えん罪事件に一つの類例を付け加えるものであったから、インターネットなどでも広く報道がなされた。当職は、縁あって捜査段階からこの事件の第一審弁護人の一人として活動した。

紙面が限られているので、この判決について網羅的に何かを語ることは困難である。そこで、以下の三つの事項について述べたいと思う。いずれも、弁護人として、無罪判決獲得に不可欠であったと考える事項である。

## 1 被告人が終始否認を貫いたこと

本件のような被害者以外の目撃証人が不在の事案では、被告人本人が当初から否認を貫くことが、無罪獲得にとって圧倒的に重要である。被告人本人の自白供述ほど証拠価値の高いものはないからである。もともと実際には、身柄拘束下にある被告人にとって、否認を貫くことは容易なことではない。本件は、被告人が様々な試練に耐え、否認を貫けた事案であった。

被告人は、身柄を拘束されてから一貫して被疑

事実を否認し続けた。否認を続けることは、実際上は身柄拘束期間の長期化を意味する。これは彼にとつては多大な負担をもたらすものであった。

じつは被告人は、飲食店を開業するための準備中であった。彼の長年の夢であり、パートナーと二人で約一〇日後に予定されたオープン日に向けて、寝る間も惜しんで最終準備をしていたのである。そこに突然の身柄拘束である。自分の店や、たった一人で開業準備をしなければならなくなった彼女のためにも、とにかく早く出たい……。 「やってもいないことだが、罪を無理やり認めて、早くここから出てしまいたい」——彼が弱気になったこともあった。しかし、ついに彼が本意を曲げることをしなかったのは、「やっていないことは、やっていないというしかない」という彼の心の強さだけでなく、適切な初動弁護、それに周囲の人々の励ましがあったからだ。

ここに「適切な初動弁護」というのは、当職の弁護活動の自画自賛などではない。当職が受任する前から弁護人となっていた別の弁護士(仮にM弁護士とする)の熱心な活動のことだ。M弁護士は、旧知の間柄であった被告人から身柄拘束当日に依頼を受けるや、多忙な渉外系事務所業務の合間を縫って連日接見に行き、被告人に現況と今後の見通しを説明し、取調べを受けるうえでのアドバイスを与え、かつ被告人を温かく励まし、時

には叱咤激励し続けた。他方で、早くも身柄拘束の翌日には、三人分の身元引受書を添付して、①勾留請求することなく直ちに釈放するよう求める「申入書」を検察官宛てに提出し、②勾留請求を却下して直ちに釈放するよう求める「申入書」を裁判所にも提出した。さらに、担当検察官や担当裁判官に多数回面談するなどした。このような弁護人の熱意あふれる迅速な行動は、被告人に自らも耐え抜こうという勇気を与えたはずである。

加えて、被告人のパートナーは、被告人の無辜を信じて連日のように警察署に面会に通って、被告人を励ました。このような最愛の人が、たとえ何かの間違いであっても性犯罪の「被疑者」とされてしまったにもかかわらず、自分を信じ支えてくれる……このような支えの存在が、被告人を勇気づけたのは間違いない。また、被告人の両親も、息子の無辜を信じて、身元引受人となることや複数の弁護人に委任することを含めて物心両面で彼を支え続けたのである。

## 2 最高裁判例の指摘

裁判官の判断を慎重ならしめた要素として、被害者の供述の信用性判断につき警鐘をならしたと解される、一つの最高裁判例の存在があげられる。

以下に弁論要旨を引用する。……本件のような満員電車内での痴漢事件における被害者供述

の信用性判断は、特に慎重に行わなければならない。平成二二年四月二四日最高裁第三小法廷判決（平成一九年（あ）第一七八・最高裁判所刑事判例集六三巻四号三三二頁五号）は、強制わいせつ被告事件につき無罪判決が出された事件であるが、「本件のような満員電車内の痴漢事件においては、……被害者の思い込みその他により被害申告がされて犯人と特定された場合、そのものが有効な防御を行うことが容易ではないという特質が認められることから、これらの点を考慮した上で特に慎重な判断をすることが求められる」……本件も、満員電車内での痴漢事件であること、……から、A（被害者）の供述は特に慎重に判断しなくてはならないのである。（引用終わり）

じつは、この弁論要旨引用の判例は、本件の判決書四頁にも引用されている。そして現に、本判決においては被害者の供述について慎重な検討がなされた結果、いわゆる「事件性」については信用性を認めつつ、「犯人性」について「被害者の」この供述には……難点もみとめられるから、この被害者供述のみをもってして、被告人の犯人性を確信するに至（る）ことは難しい」との判断がなされているのである。

## 3 重要な物的証拠の弾劾

本件における唯一の物的証拠は、繊維鑑定書で

あった。しかし、この鑑定結果には二点問題があった。①被告人の指に付着していた繊維と、被害者着衣の繊維が「類似」としているという程度のことであり、両繊維が同一のものであると判断されたものではない点、②鑑定にあたっては、分光光度計を用いたり繊維の断面を比較するといった、より精緻な方法が存在するのにもかかわらず、これが用いられなかったという点である。これらの点を弾劾したことも有効であったと考える。

現に判決書二二頁から二四頁をみると、①については、「被告人の手に付着した繊維が、被害者の着衣の構成要素と類似していたことは、被告人の犯人性と矛盾しないものと評価することはできるが、これを積極的に推認させるものとまでは評価できない」とされ、②については、本件の判決書一四頁にも「繊維の同一性ないし類似性について、より精密な鑑定手法がとられていないことは、捜査ないし検察官立証の欠点と言わざるを得ない」とされている。

## 4 最後に

本件は検察側によつて控訴され、現在は東京高等裁判所に係属中である。当職は控訴審担当からは外れることとなったが、今後の推移を注視してゆくつもりである。

# 「維新の会」国政進出という事態を迎えて

## 『橋下「大阪維新」と国・自治体のかたち』を読んで

埼玉 野本 夏生

1

“近いうち解散”はどうかやら越年しそうな  
 気配だが、次回総選挙で間違いなく台風の  
 目となるのは橋下大阪市長が率いる「大阪維新の  
 会」、もとい、「日本維新の会」であろう。国政進  
 出に正式に踏み出した後の「維新の会」の支持率  
 は、各種世論調査で軒並み急落傾向にはあるが、  
 第三極結集に向けた動きの中でも話題を提供し続  
 け、メディアの注目度は相変わらずである。「維  
 新の会」に対して多くの人が抱いているであろう  
 “はっきりした根拠はないけど、何かをしてくれ  
 るのでは”という漠たる期待感が、大量議席の獲得  
 という悪夢のような結果を生むということも、あ  
 り得ない話ではなくなってきた。

2

正直なところを打ち明けると、「国のあり  
 方を変えねばならない」「日本再生のための  
 グレートリセット」と橋下氏が国政進出を匂わせ  
 ても、別のところでは、自分の人気にも賞味期限  
 はあるとか、自分は国会議員には向かないといっ  
 た発言もしていたものだから、国政進出は大阪都  
 構想実現のためのブラフなのかとつい最近まで考  
 えていた。なので、教育・職員基本条例やら職員  
 思想調査アンケートやら大阪で次々と起こった公  
 務員パッシングについても、酷い話ではあるけ  
 れど、あくまで、橋下徹・「大阪維新の会」が起こ  
 した地方都市での出来事、「大阪の先生方、がん  
 ばってください」と、どこか対岸の火事のような

感覚があつた(すいません)。しかし、「維新の会」  
 の国政進出がこうして現実のものとなってくると、  
 一体、彼らは何を考えているのか、何を起こそう  
 としているのかを、まず知っておかなければなら  
 ない。

3

そんな風を感じ始めた時に、大阪の城塚  
 健之会員から渡されたのが、『橋下「大阪維  
 新」と国・自治体のかたち』である。

この本は、「大阪発地域再生プラン研究会」のメ  
 ンバーが、二〇一二年六月、大阪府・市統合本部  
 が改革の全体像(水と光の首都大阪の実現)など  
 三つの重点取組と「中之島ミュージアムアイラン  
 ド構想」など五カ所の重点エリアを示して、強い大  
 阪“を実現する”という『大阪都市魅力創造戦略』  
 を公表したことを受けて、「維新改革」の真実の  
 姿を明らかにしようとして緊急出版されたものである  
 (城塚会員は研究会のメンバーの一人で、IV部「橋  
 下『大阪維新』の公務員政策」の執筆を担当)。

緊急出版であるためか、同じ題材を同じ切り口  
 から複数の執筆者が取り上げているような重複も  
 あるが、逆に、大阪で起きたことの本質を知るに  
 は恰好の本になっている。

4

「維新の会」の国政に関する政策方針であ  
 る『維新八策』は、大半は八分野の政策課  
 題を羅列しただけの抽象的なものだが、この本を  
 読んでからあらためて『八策』に目を通してみる

と、国政進出は、大阪都構想の実現をめざし、国と地方の財源を分離する「分離型」地方自治を志向する彼らにとっては一貫した行動なのだということがよくわかる。また、公務員制度改革、教育改革については、「大阪府・市職員基本条例をさらに発展・法制化」「公務員労働組合の選挙活動の総点検」「教育委員会制度の廃止」「大阪府・市の

教育関連条例をさらに発展・法制化」「教職員労働組合の活動の総点検」といった具合に、橋下・「大阪維新の会」が大阪府・市でやってきたことを、そのまま国でも実行すると宣言していることに気づく。「日本維新の会」が、万が一、政権に闘争するという事態になれば、大阪で起こった出来事が、中央でも同じように押し進められようとする

のだろう。そうならないことを祈りつつ、その備えのため、この本を手にとることをお薦めする。



自治体研究社  
一、五七五円(税込)

# 司法修習生の給費制廃止違憲訴訟を提起します！

宮城 渡部 容子

## 1 司法修習生の給費制運動はまだ終わっていません！

現在修習中の六五期は、戦後初の貸与制を経験しています。

「無職無収入ゆえ、配属先でアパートが借りられない」「親が年金暮らしで保証人二人が付けれ

れず、オリコから機関保証を受けている」「いずみ寮の抽選に漏れてしまい、寮すら入れない。マンションマンションを借り、二〇万円以上出費した。貸与制でも賄いきれない」「三回も引越しを余儀なくされ、数十万円出費。最高裁の辞令なのに貸与制という借金で賄うなんて不合理で不公平」「経済的に一人暮らしは無理なので、遠くても実家から通っている。給料は出ないのに学割はきかず、

月に数万円の交通費も自腹だ」「共済組合に入れず、貸与金があるから親の扶養にも入れず、借金で国保を支払っている」「学生と同視され、認可保育所の順位が下がり、子どもを預けられない」。貸与制の不合理さに対する声が多く上がっています。

こうした中、政府が設置した法曹養成検討会議で、修習生に対する経済的措置について検討される予定ですが、二〇一二年に貸与制移行を決定した委員がすべて留任されており、あまり期待できない状況です。

しかし、私たちは給費制の復活をけつして諦めてはいません。戦後焼け野原の時に生まれた給費制の意義は今も変わっていませんし、むしろ今こそ大切な価値を持っていると思うのです。

今、ビギナーズ・ネットに集う大学生やロースクール修了生を中心に、超党派の国会議員連盟の結成や、法曹をめざす当事者の声を集めた「ビギ



今年ビギナーズ・ネット恒例行事・議員会館前でのうちわ配り宣伝

ナース☆バブコメ」の収集・検討会議への提出など、精力的に活動を行っています。

## 2 自分たちの権利は自分たちで守りたい！

こうした中、政治活動が禁止されている修習生は歯がゆい思いを持っています。「何も出来ない

……けれど、何かしたい」そうした思いの修習生と話をすることで、「自分たちの権利や生活が侵害されているのに、何も出来ないっておかしい。おかしいことはおかしいと声をあげなくちゃ！ 国民もそういう法律家の姿を見て安心して権利を任せられるんだ」という声があがってきました。ここで生まれたアイデアが「給費制廃止違憲訴訟」です。

給費制を廃止した最高裁を相手にたたかうのですから、勝つ可能性は乏しいかもしれませんが、訴訟の中で給費制の意義や貸与制の弊害を世間やマスコミ、裁判所に訴えていくことで、運動を盛り上げていきたいという思いです。

私たちは、六五期の修習生が弁護士登録をする今年二月二〇日に全国の裁判所で一斉提訴をしたいと考えています。弁護士となった六五期が原告となり、代理人となります。現在、その訴訟形態や内容については鋭意検討中ですが、先輩法曹のみなさま、ぜひこの裁判を支援していただませんか？

お願いしたいことは、①代理人就任、②経済的ご支援の二つです。

大げさにいえば、法曹の矜持をかけたたたかいだと思っていますので、数千人の弁護士団を結成して挑みたいと考えています。実働はもちろん六五期や若手がしますので、お名前だけでも結構です

ので、一人でも多くの先生方のお力をお貸しください。

また、修習生が弁護士登録日に提起する訴訟です。如何せん資力に乏しく、活動費や印紙代をカンパで集めて支援したいと考えています。

給費制運動については、何度も温かいご支援を頂戴しており、恐縮ですが、修習生の熱き思いに今一度温かいご支援を頂戴できれば幸甚です。

がんばりますので、何卒よろしくお願いいたします！

### ◆お問い合わせ先

司法修習生の給費制廃止違憲訴訟を  
応援する会

事務局長 種田和敏(城北法律事務所)

TEL 03-3988-4866

FAX 03-3986-9018

### ◆カンパ送金先

〈ゆうちょ銀行〉

加入者名 給費訴訟を応援する会

口座番号 00150-7-441572

〈ゆうちょ銀行以外からのお振込〉

店名 019 当座

口座番号 0441572

# 新刊 旧刊

一部では、なぜ熊本で原爆訴訟を提起したのかや訴訟の概要が、第二部では、監修者でもある矢ヶ崎克馬・琉球大学名誉教授と熊本市の牟田喜

雄医師による内部被曝の危険性についての解説や被爆者の健康被害を立証するために実施された健康調査の概要などが、第三部では、原告と弁護士団の意見陳述が、それぞれまとめられています。こうした本書において、もつとも注目されるべきであり、その姿勢を見習うべきだと強く感じられるのは、被害者救済のため、被害の全貌をとことん追究して調査・解明しようとする点であり、また被害を裁判官に伝えるためできることはすべてやりきろうとする原告団・弁護士団の執念ともいえる努力です。たとえば、被爆者の健康影響を調査するため、プロジェクト04と銘打たれた健康調査が約一年にわたり実施されましたが、被爆者と非被爆者の健康比較のため、被爆者約二八〇名のおよそ二倍にあたる五三〇名以上の非被爆者の協力者を組織しています。また、被爆の実相に追

るためにも裁判官が現場を訪れることは重要ですが、「被爆当時と様子が違って」と反対する国を押し切り現地検証を実施させたことが、その意義や準備段階の苦勞とともに紹介されています。本書の主眼は、原爆症認定訴訟の取り組みを通じて明らかにされた内部被曝の危険性を、福島原発事故を経た今日の世に問うことにありますが、加えて弁護士にとつては、被害の全体像を明らかにすることが被害者救済のため、そして同時に加害の所在とその責任の重さを明らかにするため不可欠な作業であること、法律家のみならず、医療関係者や科学者など広範な専門家との連携が、そうした作業を進めていくうえでも、政府の不完全な被害像を克服するためにも必須であることを、大変わかりやすく、かつ説得的に提示されているという点においても、一つの導きとなるものです。

## 裁かれた内部被曝

### 熊本原爆症認定訴訟の記録

熊本県原爆被害者団体協議会・原爆症認定訴訟熊本弁護団編  
監修 矢ヶ崎克馬・牟田喜雄

東京 まなぎいずたろう  
馬奈木蔵太郎



本書は、熊本県原爆被害者団体協議会と原爆症認定訴訟熊本弁護団によって、原爆症認定訴訟の経過と意義がまとめられたものです。タイトルに「内部被曝」とありますが、福島原発事故以降、世間でも広く知られるところとなった内部被曝の危険性は、実は原爆症認定訴訟でも「隠された被曝」として争点となった問題でした。

本書は、第一部「熊本原爆訴訟の経緯」、第二部「裁かれた内部被曝」、第三部「意見陳述」法廷での訴え」という三部構成からなっていますが、第

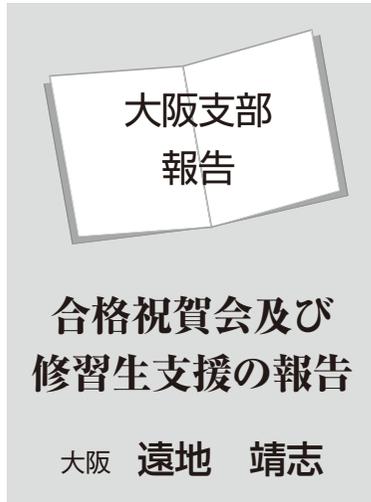
本書の主眼は、原爆症認定訴訟の取り組みを通じて明らかにされた内部被曝の危険性を、福島原発事故を経た今日の世に問うことにありますが、加えて弁護士にとつては、被害の全体像を明らかにすることが被害者救済のため、そして同時に加害の所在とその責任の重さを明らかにするため不可欠な作業であること、法律家のみならず、医療関係者や科学者など広範な専門家との連携が、そうした作業を進めていくうえでも、政府の不完全な被害像を克服するためにも必須であることを、大変わかりやすく、かつ説得的に提示されているという点においても、一つの導きとなるものです。

本書は、原発事故の問題に取り組んでいる方々にはもちろん、広く集団訴訟に取り組んでいる、あるいは取り組もうと考えている方々にとっても、必読の書です。一人でも多くの方に、本書をご覧

になっていただきたいと思えます。あわせて、福島原発事故で被害を被っている方々にも、ぜひご紹介ください。

\* 熊本県原爆被害者団体協議会・原爆症認定訴訟熊本弁護士編／監修 矢ヶ崎克馬・牟田喜雄「裁かれた内部被曝」熊本原爆症認定訴訟の記録」(花伝社、二〇二二年)一五〇〇円＋税

## 各地の合格祝賀会の取り組み



などにごう結集させていくのが大きな課題となっている。

大阪支部では、一〇月九日、司法試験合格者(六六期司法修習予定者)の合格祝賀会を開催した。当日は、修習予定者二七名が参加した。

合格発表から修習開始まで三カ月弱、さらに前期修習がないもとで、青法協と修習生との結びつきをどうつくっていくか、修習生部会や七月集

会(二〇月)、就職ガイダンス(二月)を修習生との結びつきを強める機会として位置づけて、毎年取り組んでいる。特に、合格祝賀会は修習予定者が合格後をはじめ青法協と出会う機会であり、その参加者数その後の大阪や関西の修習生運動の規模を決定するといっても過言ではない。そのため、早い段階から合格祝賀会の準備を始め、学生ゼミでの告知や合格発表会場での宣伝などに取り組んできた。参加動機を見ると、「以前に青法協の企画に参加したことがある」という人が多いが、「合格発表ピラを見て」「青法協大阪支部のホームページを見て」という人もいた。一番多かったのは、

「知人・友人に誘われて」という人である。合格祝賀会は毎年、大阪弁護士会の事前研修日に合わせ設定しているが、事前研修が終わった後、もともと参加を予定していた人が友人を誘って参加するという形が見える。

内容の方であるが、例年は、第一部を「何でも相談会」と称して、新人弁護士に修習の様子や就職活動、七月集会などの自主的活動について語ってもらい、第二部に支部の例会として弁護士事件などの紹介をし、その後懇親会を行っていた。しかし、今年は翌日も大阪弁護士会の事前研修が予定されていたので、「何でも相談会」のあと、すぐに懇親会を行った。

「何でも相談会」では、六四期の宮本亜紀会員・枝川直美会員・中峯将文会員から、修習時代の生活や就職活動、修習時代に取り組んだこと、現在

弁護士として取り組んでいることを話してもらった。

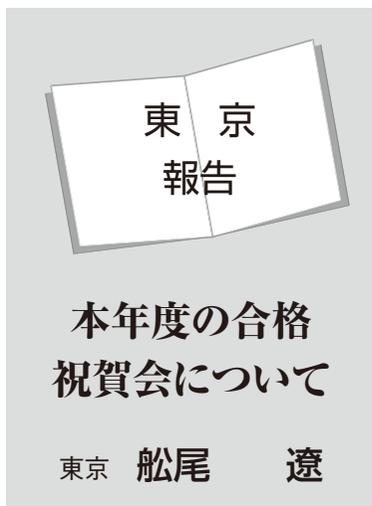
今年も、各自が現在取り組んでいる弁護士や委員会のことや、関わることになった動機をみずからの修習時代の活動と結びつけながら話されたこともあり、感想文にも「弁護士や青法協についてよくわからなかったので知ることができて良かった」「弁護士や委員会に参加しようと思うので、具体的な参加方法などがわかってよかった」など弁護士団、委員会活動について触れているものが多かった。また、修習活動や修習活動全般についても、「修習活動についても決してうわべのことだけでなく、人間味などの内容が大切だと知ることができました。とても励みになるありがたい言葉でした」「今までぼやんとしていた修習について具体的なイメージが持てました。修習を意味のある有意義なものにするか否かは、自分がどれほど積極的に目的意識を持って修習に臨むことができるにかかっていることを知れたことが良かったと思います」などの感想が出された。青法協交流メンバーリストにも九月例会参加者もあわせると二五名が登録した。

その後の懇親会にもほとんどの修習予定者が参加した。弁護士や六五期修習生も加わり、総勢四〇名の参加した熱気のある懇親会となった。修習

予定者の自己紹介タイムでも弁護士活動への意気込みを語る者が多く、また、修習予定者同士も大いに交流を図ることができた様子であった。

何でも相談会と懇親会を通じて、修習予定者は修習全般の具体的なイメージをもつことができ、また、修習生同士の横のつながりをつくることのできたのではなからうか。

さて、一〇月中旬にはそれぞれの修習地が決定した。例年はせっかく青法協とつながったのに修習地を把握できず、その後のフォローができない



本年度も司法修習予定者のための合格祝賀会が東京で開催された。合格者二五名が参加し、多くの弁護士が合格者を祝うために会場に駆けつけ

人が少なからずいた。今年も、修習生予定者の修習地を把握し、修習地が大阪以外の人については各地の青法協支部につなぐ努力をしているところ

である。そのほかにも修習開始前にプレ研修へ参加してもらい、青法協の活動を知ってもらう取り組みをしている。今年も、例年よりプレ研修参加者が少ない(現在六名)のが若干気になるところ

である。修習開始後も、支部例会への参加呼びかけや昼食会、四団体就職ガイダンスに取り組んでいく予定である。

た。法科大学院生部会出身の合格者のみならず、合格発表会場で配布されていたチラシを受け取った合格者、事前研修で青法協に興味を持った合格者など様々な方に参加してもらったことができた。

例年どおり、祝賀会は学習会と懇親会に分かれており、本年度の学習会は尾林芳匡会員(東京)による「弁護士大増員時代における人権活動」というテーマでとり行われた。

労働弁護士など数多くの活動と一般弁護士業務を両立されている尾林会員の経験に裏打ちされた話に、参加者からは多くの質問がなされ、活発な議論が行われた。

合格者たちに感想を聞いたところ、「様々な活

動を行いながら業務を行う具体的な話が聞けて非常に有益だった」「青法協の弁護士活動がよくわかった」と好評であった。

懇親会や二次会にも多くの合格者が参加した。懇親会では恒例の合格者による壇上スピーチが行われ、自己紹介や抱負を初々しくも堂々と語る姿は頼もしかった。二次会には合格者にとって身近な新人弁護士も多く参加し、七月集会に関することや新人弁護士の業務活動、二回試験について、合格者がざつくばらんに質問する機会を持つことができた。

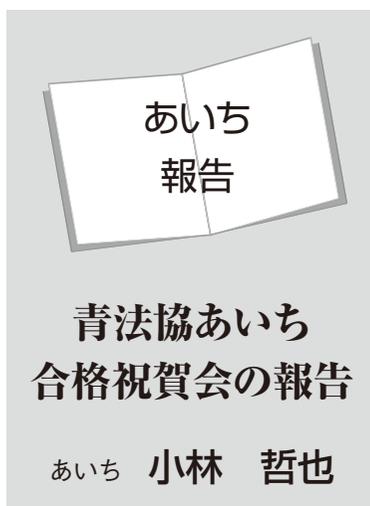
新修習では、従来と異なり前期修習がなくなり、修習生は実務庁に個々に配属されるため、修習中に修習生が一堂に会する機会がない。したがって、実務修習地に出発する前の合格者が集まる青法協の合格祝賀会は、七月集会などの修習生運動上、極めて大きな意義を持っている。

諸先輩会員の方々には今後ともぜひ合格祝賀会に参加していただき、合格者たちに御自身の経験や修習生運動の意義について話していただけたらと思う。

また、合格発表から修習開始までわずか二カ月半程度しかないので、合格者たちがいくら努力しても修習生部会員がいない地域が生じることはやむを得ない。また、会員数も少ないため、身近に

修習生部会員がいない修習生も数多い。修習生にとっては人権課題に興味があるにもかかわらず、活動する機会がないため、七月集会のことも知らないまま修習を終えていく人もいる。

そこで、会員のみならずには、プレ研修に来た合格者や、修習生に対して七月集会の紹介などを通じて、合格者・修習生同士のつながりを作っていただけるようご協力をお願い申し上げたい。



## 一 はじめに

青法協あいちでは、二〇一二年九月二六日に司法試験合格祝賀会を行った。

青法協あいちでは毎月勉強会を開催しているが、九月の勉強会をこの合格祝賀会と兼ねることとした。したがって、祝賀会とはいっても、懇親会だけではなく、一八時半から二時間程度勉強会を行い、その後懇親会を行った。

## 二 合格者や弁護士の参加状況

### (1) 結果

今年の合格祝賀会の参加状況は、合格者三一名、学生（法科大学院生・学部生）三名、弁護士一八名（多くが懇親会からの参加）、合計五二名と、例年になく大盛況であった。

### (2) 原因

今回の合格祝賀会でこのように多数の参加者を集められた原因として、次のものが考えられる。

① 内容の充実。「これから修習生になる人のために」という視点

まず、勉強会の内容の充実、すなわち「これから修習生になる人のために」という視点で勉強会の内容を企画した。詳細は後述する。

### ② チラシ作成・宣伝

そして、その勉強会の魅力を伝えるチラシを作成し、それをもとに宣伝活動を行った。

具体的には、a合格者発表会場でのチラシ配

り、b当該チラシをメーリングリストで青法協あ  
いちの弁護士へ渡し、エクスターンシブやプレ  
研修などで各弁護士につながるのがある合格者への  
周知などを行った。

### 三 勉強会

#### (1) 司法修習の過ごし方

勉強会の内容として、まず、六四期の水谷実会  
員から、「司法修習の過ごし方」というテーマで、  
司法修習前や修習中においておくべきこと、修習  
中の具体的なスケジュール、修習を迎えるにあつ  
ての心構えや、修習中の就職活動や青法協の活  
動(七月集会)について講演していただいた。

合格者からは、「司法修習が目前に控えている  
が、司法修習についてまったく想像がつかなかっ  
たので、こういった講演はとてもありがたかった」  
「修習中の就職活動についてまで教えていただいた  
のがありがたかった」という声があった。

#### (2) 刑事弁護

次に、川口創会員から、自身が新人弁護士時代  
に担当し、「季刊刑事弁護」の最優秀新人賞を受  
賞した事件についての講演をしていただいた。弁  
護士会からも新人研修で話をしてくれとまで言わ  
れた講演で、今回の勉強会でも大好評であった。

特に、新人弁護士(登録二年目)時代の話とい

うこともあって、これから修習をむかえてすぐに  
新人弁護士になる合格者らにとって刺激的な講演  
だったようである。

### 四 懇親会〜二次会

懇親会からは、多くの弁護士に参加してもらっ  
た。席は合格者の隣には必ず弁護士がいるように  
配置し、できるだけ合格者全員がいろいろな弁護  
士と話せるようにした。

ここで、合格者全員に一人ずつあいさつをいた  
だし、法曹をめざした理由やめざす法曹像を話し  
ていただいた。多くの合格者が、青法協企画に参  
加するだけあって、高い人権意識を有していた。  
なかには「七月集会の実行委員になることが夢だ  
った。みなさんも是非一緒に七月集会をやりまし  
よう」と呼びかけてくれる合格者があり、頼もし  
いかぎりであった。

二次会にも二〇数名が参加し、午前一時まで行  
われ、大盛況のまま終わった。

### 五 六六期合格者の現状

前述のように、多くの合格者が、高い人権意識  
を有し、高い志を持っているのだが、二次会など  
で話していると、やはり合格者の目下の関心事は  
就職についてであった。「将来、障害者問題に関わ

るためには修習中どんなことをしたらいいか」とい  
うような話ではなく、「就職のためにはどんなこ  
とをしたらいいか」という話に終始していた印象  
である。

### 六 まとめ

幸いにも今回の合格祝賀会では多くの参加者を  
集めることができたので、その参加者に今後の勉  
強会などの青法協企画への参加を呼びかける。

また、今回の合格祝賀会において青法協のプレ  
研修企画の宣伝を行ったところ、申込みが激増し  
た。そのプレ研修に参加する合格者や、もともと  
青法協へ積極的に参加してくれていた合格者らを  
通じて、六六期修習生とのパイプを強化したいと  
思う。



# オスプレイ配備、 米兵による集団暴行事件への抗議声明を公表

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、一〇月五日、「米海兵隊オスプレイの普天間基地への配備に強く抗議し、低空飛行訓練計画の撤回を求める議長声明」を発表、同月三日、「米兵による集団暴行事件に抗議するとともに、沖縄米軍基地の即時撤去を求める」議長声明を発表し、それぞれ首相官邸、アメリカ大使館、関係省庁、各政党などに郵送しましたので報告します(編集部)。

## 米海兵隊オスプレイの普天間基地への配備に強く抗議し、 低空飛行訓練計画の撤回を求める議長声明

1 二〇一二年一〇月一日、米海兵隊の垂直離着陸大型輸送機MV22オスプレイが沖縄普天間基地に強行配備された。これまで沖縄では県内の四一市町村すべての議会が配備に反対する意見書や決議を挙げ、九月九日には配備に反対する一〇万人県民集会が開催されており、オスプレイ配備への反対は、米軍基地撤去とともに沖縄県民の総意

であった。構造上の欠陥を持つ危険な輸送機を市街地の中心に位置する普天間基地に強行配備したことは、沖縄県民の民意をないがしろにし、また沖縄県民の生命、安全、生活環境を無視するものであり、断じて許容されるものではない。

2 オスプレイは、輸送可能兵員が二四人、最大速度が毎時五二〇キロメートル、航続距離が三

九〇〇キロメートルという、極めて侵略性の高い兵器である。米国がこのような兵器の日本国内の基地への配備を行なう理由は、米国のアジア地域の軍事態勢を強化するためのものであり、同地域の緊張を高めることになることは明らかである。このような侵略兵器の国内への配備は、米国が引き起こす戦争に加担するものであり、平和憲法を有する我が国においては決して許されない。

3 また、オスプレイは、エンジン停止時の全着陸機能であるオートローテーション機能が欠如していること、ヘリコプターモードから着陸モードへの切り替えに二秒もかかることなど、多くの構造的欠陥があることが指摘されている。本年四月にはモロッコで二人死亡、六月にはフロリダで五人負傷の墜落事故を起こしており、安全性に大きな問題があることは明らかである。また、

離着陸時の最大騒音は従来配備されていたCH46を上回っており、日常的に離発着が繰り返される基地周辺では現状より騒音被害が増加することは明らかである。

日米両政府は、九月一九日にオスプレイの安全性を確認したと宣言(日米合同委員会への覚書)しているが、むしろこの委員会では後方乱気流の影響による限界があることが指摘されるなど、オスプレイに構造上の欠陥があることが明白になっている。そのような中、米軍の環境審査によると、オスプレイは沖縄県北部訓練場において地上二五メートルから六〇メートルでの地形飛行を年二五回行なう、県内のヘリパッド六九カ所で離着陸す

るとされており、今後、オスプレイがもたらす危険性は普天間基地周辺はもとより沖縄県本島全域、伊江島にまで広がることになる。沖縄県民、日本国民の生命身体の安全という見地からも配備は許されない。

4 普天間基地に配備されたオスプレイは、今後、日本全国七ルートで低空飛行訓練を行なうことが予定されている。沖縄県民の総意を踏みにじって普天間基地に強行配備したことからすると、全国知事会が七月に飛行訓練反対の緊急決議を挙げているにもかかわらず、飛行訓練を強行する可能性が高い。

5 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、

## 米兵による集団暴行事件に抗議するとともに、 沖縄米軍基地の即時撤去を求める

二〇二二年一〇月二六日、沖縄県警は二〇代女性に対して集団強姦しつげを負わせたとして米海軍兵二名を逮捕した。報道によれば、酒を飲んだ二人は共謀し、同日未明に沖縄本島中部の屋外で帰宅途中の成人女性を強姦し首にけがを負わせた疑いがもたれている。かかる行為は、真実であれば女性の尊厳を踏みにじる許しがたい蛮行といわねばならない。

沖縄が本土復帰した一九七二年から二〇二一年までに、米軍人・軍属による刑法犯罪が五七四七件も発生している。そのうち殺人、強姦、強盗などの凶悪犯罪は五六八件に上る。これらは沖縄県警が把握できた件数に過ぎず実際にはその何倍もの米兵による犯罪が発生していると考えられる。一九九五年には米海兵隊員ら三人が小学生の少女を集団で暴行するという許しがたい事件も起き

本年六月の総会において、オスプレイの普天間基地配備に断固反対する決議をあげたが、今回の強行配備を行なった米国政府およびこれを許容した日本政府に対して強く抗議をするとともに、全国で実施されようとしている低空飛行訓練計画を白紙撤回するよう日米両政府に対して強く求める。

二〇二二年一〇月五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
議長 原 和 良

た。

沖縄には二万人を超える米兵が駐屯し、日々軍事訓練を受けている。基地内で極限の暴力である殺人の訓練を日常的に受けている彼らが、基地の外で直ちにその暴力性を封印することは必ずしも容易でない。訓練時の高揚と暴力性を帯びたまま基地の外に出た彼らの暴力の対象となるのは、何の罪もない沖縄県民であり、特に力の弱い女性や子どもたちである。しかも、米兵および軍属の犯罪が日米地位協定などにより公平に裁かれないうとに対し、沖縄県民はやり場のない怒りを覚えていく。米兵による重大犯罪が発生する都度、日本

政府は再発防止を申し入れ、米軍は綱紀粛正を誓っているが、これが抜本的な解決ではないことは明らかである。米軍基地が沖繩にある限り、今後米兵による犯罪は後を絶たず、沖繩県民にとって平和で安心して暮らせる日々は訪れない。

森本敏防衛大臣は、事件直後、本件が「たまたま」起きた「事故」であることを強調し、「米兵でも真面目に仕事をしている人も多い」「たまたま外

から出張してきた米兵が起す」などと米軍・米兵を擁護するような発言を行なった。このような基地存置を追認する対米従属的な考え方こそが、米兵による事件が繰り返される根本的な要因とな

っていることを日本政府は認識すべきである。私たちは、もはやこれ以上、沖繩県民の人権が侵害されることを看過できない。米兵の蛮行に対して強い怒りをもって抗議するとともに、あらた

めて、米政府に対して沖繩米軍基地の即時撤去を求め、日本政府も沖繩米軍基地即時撤去を米政府に迫るよう強く求める。

二〇一二年一〇月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
議長 原 和 良

## 報 告

### 三団体共催研究討論集会

# 「裁判員制度、刑事司法制度改革を検証する」 裁判員法施行三年経過をふまえて

東京 戸 舘 圭之

## 一 集会概要

二〇一二年九月二三日(土)に東京・四谷におい

て、自由法曹団・日本民主法律家協会・青法協  
弁学会合同部会の共催で、研究討論集会「裁判員制

度、刑事司法制度改革を検証する」裁判員法施行三年経過をふまえて」を開催しました。

司会進行は、当部会の司法改革問題対策委員  
会の黒澤有紀子会員が行いました。

開会冒頭、戒能通厚教授(日本民主法律家協  
会、名古屋大学名誉教授・早稲田大学名誉教授)

より開会挨拶が行われました。戒能教授は、新自由主義型構造改革の最後のかなめとして司法改革

が位置づけられており、司法制度改革によって登場した裁判員制度、刑事司法制度改革を批判的に分

析する意義について述べられました。続いて、本集会の趣旨説明と現在の刑事司法改



渚野貴生教授の講演を聞く参加者

革をめぐる情勢の報告を当部会の司法改革問題対策委員会より立松彰会員が行いました。

## 二 渚野貴生教授による基調講演

渚野貴生立命館大学教授(刑事法)による「裁判員制度の評価と今後の刑事司法改革の課題」と

題する基調講演が行われました。

被疑者・被告人の適正手続保障、無辜不処罰という憲法上の原理、原則に立脚した観点から、裁判員制度導入後の刑事司法手続について批判的観点から分析、評価した上で、今後の改革の方向性について論じていただきました。

渚野教授は、裁判員制度に対する評価の視点を刑事訴訟の目的である「適正手続保障の充実・実効化に寄与する制度になっているか?」という点に定めた上で、裁判員制度実施後の刑事手続について、「訴追側と被告人側との対等化」「適正な事実認定が可能な環境設定」という観点から分析・検討し、最後に「裁判員制度と適正手続保障のための改革」について問題提起をしていただきました。

渚野教授は、現行の刑事司法には、捜査、公判前整理手続、伝聞法則の弛緩、量刑手続における適正手続の保障が未成熟であることなど裁判員制度単体ではとらえきれない多くの問題点があるとの前提認識のもと、手続トータルで改革課題を考えていく必要があることを強調されていました。

その上で、「事実認定者がだれであろうと、満たすべき適正手続の条件」を考えていかなければならず、今回は、裁判員制度の下で具体的にいかなる改革が必要か、という観点から検討を行ったと述べられました。

渚野教授は、これまでも適正手続保障という

原則的立場から、現状の刑事司法制度を痛烈に批判されています(渚野貴生「被害者の手続参加、被害者報道と裁判員制度」犯罪と刑罰一九号二〇〇九年五一頁以下、同「刑事司法改革の理念と捜査の構造」法律時報八三巻二号二〇一二年四一頁以下)。今後も、同様の観点から論文を発表される予定です(渚野貴生「裁判員裁判における社会記録の取調べと適正手続(仮)」齊藤豊治先生古稀記念論文集掲載予定、成文堂・近刊予定、同「裁判員裁判が適正であるために必要な水準(仮)」福井厚先生古稀記念論文集掲載予定、法律文化社・近刊予定)。

## 三 パネルディスカッション

後半は、基調講演をふまえて、米倉勉弁護士、神原元弁護士、渚野教授を交えてパネルディスカッションが行われました(進行は、戸館が行いました)。

パネルディスカッションは、裁判員制度実施後の刑事裁判の問題点として、大きく量刑手続と事実認定の問題を取り上げて意見交換を行いました。

神原元弁護士より、量刑問題に関連して、最高裁が二〇一二年五月に発表した裁判員制度施行後

の量刑資料をもとに報告、問題提起がなされました。

また、アスペルガー障害の被告人の殺人事件の裁判員裁判で、出所後の社会の受け皿がないこと等を量刑理由に挙げて検察官の求刑を上回る懲役二〇年を言い渡した裁判例（大阪地判平成二四年七月三〇日）についても報告をしていただき、意見交換を行いました。

米倉勉弁護士からは、児童虐待の事案で直接暴行行為を行っていない母親に対して、「殺人罪と傷害致死罪の境界線に近い」と判示し、検察官の求刑を超える懲役一五年を言い渡した事例（大阪地判平成二四年三月）について報告をしていただきました。

事実認定問題に関連して、米倉勉弁護士から、覚せい剤密輸事案で一番無罪判決を破棄した控訴審判決を破棄自判し無罪判決を言い渡した最判平成二四年二月一三日の評価についての報告と問題提起がなされました。

パネラーによる報告と意見交換の後、会場からの質疑、応答があり活発な意見交換が行われました。閉会の挨拶は、自由法曹団の泉澤章弁護士が行いました。

弁護士・研究者・市民など約四〇名の参加者が集まり活発な意見交換が行われ盛会のうちに終了

しました。

#### 四 感想とまとめ

裁判員裁判が実施されて三年が経過したこの時期に、憲法擁護、人権保障を志向する法律家三団体で裁判員制度、刑事司法改革について本質的な議論ができた意義は非常に大きいと思います。

測野教授が、質疑応答の最後で「歴史と比較法」を学ぶことの重要性を説いておられたのが印象的でした。司法制度改革を論じるにあたって、過去の経験や失敗から学び、諸外国の制度と比較、参照していくことは、われわれ法律家にとって必須のことと思われます。そのためにも、法学研究者による歴史研究、比較法研究の成果を弁護士をはじめとする実務法曹も積極的に吸収していく努力が必要であることを痛感しました。

刑事司法をめぐる情勢は厳しく改革の必要性は、依然存在しています。今後も、三団体が共同して、刑事司法改革をめざすための活動に取り組んでいきたいと考えております。

なお、本集会の報告は、日民協の「法と民主主義」二月号に掲載される予定です。



#### 編集後記

▼今月は、憲法・平和、刑事事件の投稿でした。過去の被害に対する救済から現在の悪法阻止の取り組みまで多岐にわたります。▼最近、右翼的な政治家の復権・台頭が目立ちます。また、明治でもないので維新とか言いつつ、古い政治を押し付けようとする政治家もいます。▼小選挙区制になつてから、新党が立ち上がるや政治家がそれに飛び付き、選挙でマスコミの応援で議席を得るも、次の選挙では落選見込みとなると、また別の新党に鞍替えする、そこまで行かなくとも新党の政策は現在の政治を変えない古い内容に過ぎないことが多くなつた気がします。ただ、有権者も賢くなって、マスコミがお決まりのように新党を持ち上げても、その賞味期限はどんどん短くなつていけません。少なくとも小選挙区制は直ちに廃止すべきです。▼「青年法律家」は五〇〇号を突破しました。賞味期限はない機関紙だと思えます。いつ読み返しても得るものがあります。

(中川勝之)